

## 留学生の日本語講習業務委託契約書（案）

山梨県立産業技術短期大学校 事務局長 中澤一郎（以下「甲」という。）は、令和6年度留学生の日本語講習業務を委託するに当たり、（以下「乙」という。）と次のとおり契約を締結する。

### （委託）

第1条 甲は、別表に定める留学生の日本語講習の企画及び実施並びにこれに伴う業務を乙に委託する。

### （再委託の禁止）

第2条 乙は、甲から委託を受けた前条に定める業務（以下「受託業務」という。）を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

### （業務遂行に関する承認）

第3条 乙は、受託業務の内容を変更しようとする場合又は受託業務を中止しようとする場合は、事前に甲の承認を受けなければならない。

2 乙は、受託業務が予定の期間内に完了しない見込みのあるとき又は困難となったときは、速やかにその旨を甲に報告し、その指示に従うものとする。

### （委託費）

第4条 甲は、乙に対して受託業務に必要な経費として、別表8に定める委託費を支払うものとする。

2 第11条の規定により委託契約を解除した場合は、解除までの期間に終了した受託業務について、委託費を支払うものとする。

3 乙は、受託業務終了後に委託費請求書を甲に提出するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、乙は3箇月を単位として終了した受託業務について、甲に委託費を請求することができるものとする。

### （委託費の支払）

第5条 甲は、乙から提出された委託費請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に乙に対し委託費を支払うものとする。

### （契約保証金）

第6条 山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条第2項に定め

る契約保証金は、同規則第109条の2第7号の規定により免除する。

(調査等)

第7条 乙は、甲に対して別表3に定めるところにより受託業務の運営状況に関する報告を行わなければならない。また、甲の行う運営状況の調査を正当な理由がなく拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、受託業務の実施に関して知り得た受講者の個人情報、みだりに他人に知らせてはならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(災害等)

第9条 乙は、受講者が受講中に災害を受けたときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

(関係書類の保持)

第10条 乙は委託業務の実施に係る関係書類を整備し、甲からの照会等に対応できるようにしなければならない。

2 乙は、前項の書類等を委託業務の終了（中止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

(解除等)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し、委託費の支払を停止し、支払った委託費の全額若しくは一部を返還させ、又は契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 著作権法違反等、この受託業務の実施に係る基本的な部分において関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となったとき。

(3) 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、この受託業務を実施することがふさわしくないと甲が判断したとき。

(4) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律

第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社若しくは第三者に不正に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(5) この受託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき。

2 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 前2項の規定により、この契約が解除された場合において、乙は、受託業務の残務の処理が完了するまで、甲乙間の協議に基づき、責任をもって処理するものとする。

(不当介入の場合の報告書の提出等)

第12条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(損害賠償)

第13条 甲は、第11条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第11条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙は、この契約に違反し又は故意若しくは過失によって甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(違約金)

第14条 第11条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(遅延利息)

第15条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額の遅延利息を甲の指示に基づき支払わなければならない。

2 甲が第5条の支払期限までに委託費を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

3 前項の遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(信義則)

第16条 甲及び乙は、この業務の目的が達せられるよう信義を重んじ、誠実に契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第17条 この契約書に定めのない事項については、山梨県財務規則の定めるところによるものとする。

2 この契約に関し、疑義が生じたときは、甲乙双方が協議して決めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 山梨県甲州市塩山上於曾  
山梨県立産業技術短期大学校  
事務局長 中澤 一郎 印

乙

1 講習名

令和6年度留学生の日本語講習

2 講習内容

産業技術短期大学校に在籍する留学生が、日本語でのコミュニケーションにより円滑な学生生活を送るとともに、専門分野の知識や技能を学ぶうえで必要となる日本語能力を習得することを目的とする。

3 講習の実施に伴う業務

(1) 講習に係る事務

- ・ 受講者の出欠席管理
- ・ 講師による講習記録の作成
- ・ 受託業務の運営状況に関する報告（3箇月ごと）
- ・ 受託業務完了報告書の提出（受託業務終了時）
- ・ 事故、災害等発生時の学生の安全確保のための対応

(2) その他甲が必要と認める事項

4 委託期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

5 受講者

1人

6 講習時間及び回数

1回あたり120分の講習を週に1回、通算で36回（週）以上実施

7 講習実施場所

山梨県立産業技術短期大学校 塩山キャンパス

ただし、受託者が管理する施設での実施やオンラインによる実施も可能とする。

8 委託費

円（うち消費税 円）

【積算内訳】

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による受託業務（以下「本件受託業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2条 乙は、本件受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (責任体制の整備)

第3条 乙は、この契約の締結時に、本件受託業務に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）を取り扱って作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）及び当該作業従事者の監督その他作業現場における本件個人情報の適正な管理について責任を有する者（以下「個人情報保護責任者」という。）を選任し、書面（別紙様式）によりこれを甲に報告しなければならない。作業従事者又は個人情報保護責任者に変更があったときも同様とする。

#### (作業従事者等に対する周知等)

第4条 乙は、作業従事者及び個人情報保護責任者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を周知するとともに、本件個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(1) この個人情報取扱特記事項の内容

(2) 在職中及び退職後においても本件受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。

(3) 受託業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき又はその業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により罰則が適用される場合があること。

2 乙は、個人情報の取扱いに従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるための啓発その他必要な教育及び研修を行わなければならない。

(作業場所の限定等)

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、その営業所（所在地：\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_。本条において「営業所」という。）以外の場所で  
本件個人情報を取り扱わないものとする。

(1) 甲の指示又は事前の承認があるとき。

(2) 乙が本件受託業務を行う上で営業所以外の場所で本件個人情報を取り扱うこと  
に正当な理由があるとき。

2 乙は、前項各号の規定に掲げる場合を除き、前項に規定する営業所から本件個人  
情報を持ち出さないものとする。本件個人情報を持ち出すときは、運搬中の指示事  
項の従事者への徹底、データの暗号化等、安全確保のために必要な措置を講ずるも  
のとする

(個人情報の適切な管理)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、本件個人情報の漏えい、滅失  
又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の安全確保のため  
に必要な措置を講じなければならない。

(1) 第3条の規定により甲に報告した者以外の者に本件個人情報を取り扱わせない  
こと。

(2) 本件個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労  
働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記すること。

(3) 乙の管理に属さない情報機器等を利用して本件個人情報を取り扱わないこと。

(4) 本件個人情報は、紙媒体、電磁的記録を問わず、施錠できる保管庫又は施錠若  
しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適切に管理すること。

(5) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から  
引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならないこ  
と。

(6) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から  
引き渡された個人情報が記録された資料等を国外に移転させてはならないこと。

(7) 本件個人情報が記録された資料等については、業務終了後直ちに甲の指定する  
方法により返却、廃棄又は消去すること。ただし、甲が別に指示したときは、そ  
の指示に従うものとする。

(8) 乙は、本件受託業務を行うために複数の宛先へ一斉にメールを送信する場合、  
当該メールの宛先にBCCで送信すべきメールアドレスが1件以上含まれるとき  
は、当該メールを送信する際BCCで送信すべきメールアドレスについてTOや  
CCで送信することを防止する機能（BCC強制変換機能等）を備えたシステム  
やツールを使用しなければならない。



(取得の制限)

第7条 乙は、本件受託業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。

2 乙は、本件受託業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲の事前の承認があるときを除き、本件受託業務を第三者（乙の子会社を含む。）に委託してはならない。

2 乙は、本件受託業務を再委託するときは、乙をして特記事項により乙が負う義務を遵守させるとともに、これに対する管理及び監督を徹底するものとする。

3 甲は、乙を通じて又は甲自らが再委託先事業者に対し前項の措置を行うことができるものとする。

4 乙は、本件受託業務を再委託するときは、再委託契約の締結時に、乙をして、書面により再委託先事業者の作業従事者及び個人情報保護責任者を甲に届け出させなければならない。この場合、甲への届出は乙を経由することとする。再委託先事業者の作業従事者又は個人情報保護責任者に変更があったときも同様とする。

(報告及び検査等)

第10条 乙は、甲に対し契約内容の遵守状況を定期的に報告しなければならない。

2 甲は、乙による本件個人情報の取扱状況を確認するため必要があると認めるときは、実地の検査を行い、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

3 乙を通じて又は甲自らが再委託先事業者に対し前2項の措置を求め、又は行うことができるものとする。

(指示)

第11条 甲は、乙による本件個人情報の取扱いが不相当であると認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事件等の報告)

第12条 乙は、本件個人情報の漏えい等に係る事件又は事故（本条において「事件

等」という。)が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、本件受託業務について事件等が発生したとき、甲が必要に応じ乙の名称を含む当該事件等の概要を公表することを受忍するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができるものとする。

(個人情報保護方針の策定等)

第14条 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を策定し、及び公表することにより、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすものとする。

個人情報保護に係る責任体制報告書

年 月 日

山梨県知事 殿 （所属名： ）  
 （出先機関にあつてはかい長）

住 所  
 受託者 商号又は名称  
 氏 名 印

\_\_\_\_\_委託業務に係る個人情報の保護に関する責任体制について、次のとおり報告します。

個人情報保護責任者	(所属・役職)	(氏名)
	(連絡先)	
作業従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)

- (注) 1 作業従事者とは、受託業務に係る個人情報を取り扱って作業に従事する者をいい、個人情報保護責任者とは、作業従事者の監督その他作業現場における受託業務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。作業従事者又は個人情報保護責任者として報告された者以外の者は、受託業務に係る個人情報の取扱いが制限されます。
- 2 作業従事者が複数であるとき、作業従事者の中から個人情報保護責任者を選任することができます。

お預かりした個人情報は、委託業務を実施する受託者の個人情報保護に係る責任体制の把握又は受託者に対し必要に応じて行う指示等のために利用します。